

取引業者 各位

誓約書の提出について（依頼）

研究公正推進委員会

大阪公立大学及び大阪公立大学工業高等専門学校（以下「大学及び高専」といいます。）では、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づいて、研究費の不正使用防止を目的として「不正防止計画」を策定、実施しています。

その中で、大学及び高専の教職員等と取引業者との癒着防止の対策として、取り引きを開始する際の口座登録の申請に合わせて誓約書の提出をお願いすることとしています。

つきましては、「誓約書及び振込先口座登録申請書」の誓約書欄に必要事項を記載の上、提出いただくようお願いいたします。なお、「誓約書」を提出されない場合、大学及び高専との取引ができません。

記

1. 誓約書の様式

「誓約書及び振込先口座登録申請書」

2. 誓約書の提出方法

代表者印を押印の上、原本を取引担当部署にご提出下さい。（※ 押印は電子印でも可）

3. 照会先等

（1）本依頼文及び誓約書の誓約内容に関する問合せ

学術研究支援部 研究推進課 研究公正担当

TEL 072-247-6061

（2）不正な行為の依頼があった場合の連絡先

通報窓口（内部窓口） 公立大学法人大阪 監査室

TEL 06-6605-3618

【Q&A】

・電子印の場合、PDFでの提出もよいですか？

→ 結構です。

・代表者役職、氏名の部分は代表者でないといけませんか？

→ 代表者でなくても可。ただし、社印又は代表者印の押印は必要です。（私印は不可）

【参考】

◆ 研究公正に関する取り組み（大阪公立大学HP）

<https://www.omu.ac.jp/research/promotion/support/effort/>

◆ 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（文部科学省HP）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

◆ 公益通報について（公立大学法人大阪HP）

https://www.upc-osaka.ac.jp/compliance/whistleblower_protection_system/

<記入例>

①法人名、屋号名等（ふりがな）※ふりがなの記入もれに注意。

②法人名、屋号名等

※請求書等に記載される法人等名称と一致させてください。
（法人名等の後に支社名や部署名まで記載されている場合は、同様に法人名等の後ろに支社名や部署名まで記載。）

③代表者（役職・氏名）

※法人および法人でない任意団体（学会等）は役職の記載が必要です。

④押印

※請求書等に押印する印鑑と同一の印鑑でなくても可。
※法人でない任意団体（学会等）および個人事業主（商店等）については、任意団体印（屋号印）および代表者職印がない場合、代表者の個人印を使用することも認めています。

⑤申請者情報（住所・電話番号・FAX 番号）

※住所は請求書等に記載する住所を記入してください。
※住所・電話番号は必須記入項目です。

⑥メールアドレス

※PDF ファイルにて本法人からの支払内容をメールで通知するサービス（支払通知メール）を希望する場合は記入してください。
※必ずフリガナ欄にメールアドレスの英数字に対するフリガナを記入してください。
※メールアドレスにアルファベットと数字（「0（オー）」と「0（ゼロ）」など）、「_（アンダーバー）」と「-（ハイフン）」など、特に見分けづらい文字等が含まれている場合は、フリガナ欄に必ずフリガナを記入してください。

⑦適格請求書発行事業者登録番号

※適格請求書発行事業者でない場合は記入不要です。マイナンバー（個人番号）・法人番号は記入しないでください。

⑧振込先口座情報振込先口座情報

【金融機関】

※ゆうちょ銀行の口座を登録する場合、通帳等に記載の記号、番号は登録できないため、通帳の裏表紙通帳の裏表紙に記載されている振込用の店名、預金種目、口座番号を記入していただく。また、振込用の店名等はゆうちょ銀行のホームページで確認が可能です。（支店名称は、漢数字3ケタです。）

※金融機関名のコード（4桁）および支店名のコード（3桁）と名称の組み合わせは一致させてください。

【預金種目 [普通・当座・その他]】

※該当欄にチェック（レ）する。「その他」の場合は種別を記入してください。

【口座番号口座番号】

※右詰めで記入してください。
※7桁未満の場合「0 1 2 3 4 5 6」のように頭に0を付けて記入してください。
なお、読み替え後の口座番号は7桁です。

【口座名義（フリガナ）】

※申請者（請求者）と同一名義の口座を登録申請者（請求者）と同一名義の口座を登録します。フリガナも記入もれないようにしてください。
※法人または法人でない任意団体（学会等）については、代表者の個人口座に振り込むことはできません。法人（任意団体）名義の口法人（任意団体）名義の口座を記入してください。
※法人および法人でない任意団体以外の個人事業主（商店等）については、代表者の個人口座へ振込が可能です。